▼ 平成28年10月1日から、建築基準法に基づく

中間検査の『対象建築物』と『特定工程』が変わります。

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受け、建築物の安全確保の観点から、中間検査の対象 建築物及び特定工程の見直しを行い、中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を再指 定する静岡県告示を8月5日に公布しました。

1 区 域

静岡県全域(静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市及び焼津市を除く)

※静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市においても同様に中間検査の再指定が行われます。なお、静岡市と浜松市では対象建築物における適用除外の規定が異なります。詳細については各市にお問い合わせください。

2 適用時期

平成 28 年 10 月 1 日以降に確認申請書・計画通知書を提出した建築物に適用されます。 なお、平成 28 年 9 月 30 日までに確認申請書・計画通知書を提出した建築物は従前(H25 静岡県告示第 667 号)のとおりです。

3 中間検査を行う建築物と特定工程

(1) 対象建築物

分 類	新 告 示 (H28 静岡県告示第 783 号)	旧告示からの変更点
1. 中規模以上 の建築物	階数が3以上のもの	床面積の制限(1,000 平方メートルを超えるもの)がなくなりました。
2. 住宅等	一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿若しくは児童福祉施設等(入所する者が使用する寝室を有するものに限る。)又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。	変更はありません。

(2) 特定工程

分類	新 告 示 (H28 静岡県告示第 783 号)	旧告示からの変更点
1.中規模以上 の建築物	①基礎の配筋工事 ②建方工事等(構造種別による)	①基礎の配筋工事の特定 工程を追加しました。中間 検査が2回必要となります。
2. 住宅等	①建方工事等(構造種別による)	変更はありません。

【参考】 県内特定行政庁の中間検査指定状況(改正予定)

特定行政庁	静岡県、沼津市、富士市、富士 宮市、焼津市	静岡市	浜松市
—————————————————————————————————————	平成28年10月1日	 平成28年10月1日	 平成28年10月1日
・特定工程・特定工程・特定工程・	(中規模以上) 階数が3以上のもの 【特定工程】 ・基礎配筋工事 ・建方工事 (住宅等) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿若しくは建築	(中規模以上) 階数が3以上のもの 【特定工程】 ・基礎配筋工事 ・建方工事 (住宅等) 一戸建ての住宅、長屋、共同 住宅、寄宿舎及び下宿又はこ	(中規模以上) 階数が3以上のもの 【特定工程】 ・基礎配筋工事・建方工事 (住宅等) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿(その他の
	基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条第1項に規定する児童福祉施設等(入所する者が使用する寝室を有するものに限る。)又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。 【特定工程】 ・建方工事	れらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。 【特定工程】 ・建方工事	用途と併用するものを含む。以下「住宅」という。)。ただし、増築の場合にあっては、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60平方メートルを超えるものに限る。 【特定工程】 ・建方工事
	(国指定) 階数3以上でRC造等の共同住宅(法第7条の3第1項第1号に掲げる工程を含むもの) 【特定工程】	(国指定) 階数3以上でRC造等の共同住宅(法第7条の3第1項第1号に掲げる工程を含むもの) 【特定工程】	(国指定) 階数3以上でRC造等の共同住宅(法第7条の3第1項第1号に掲げる工程を含むもの) 【特定工程】
適用の除外	・法第85条		・建方工事(国指定) ・法第18条 ・法第85条 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の住宅性能評価書(同法第6条第3項の建設住宅性能評価書に限る。)の交付を受ける建築物 ・法第68条の10第1項の認定を受け、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等製造者により製造又は新築された建築物(基礎配筋工事を除く)